

平成20年度 「青少年の非行問題に取り組む滋賀県強調月間」実施要綱

1 趣 旨

明日の滋賀を担う青少年が、社会性や自立性を身につけ、心豊かにたくましく成長していくことは、県民すべての願いです。

しかしながら、青少年をめぐる状況をみると、まず、インターネット上では青少年に有害な情報が氾濫し、容易に青少年が目にするのできる状況や、いわゆる出会い系サイト等を通じて青少年が犯罪やトラブルに巻き込まれるなど、その利用環境が青少年にとって深刻な状況にあります。

また、少年非行については、平成19年中の刑法犯少年の検挙人員が前年に比べて減少しましたが、強盗、放火などの凶悪犯が増加し、全刑法犯に占める犯罪少年の比率も35.6%で全国平均を上回っています。県内で補導された少年の件数も高水準で推移しており、特に「深夜はいかい」で補導される少年は10年前に比較して2倍以上に増加しています。

更に、いじめ問題の深刻化や、子どもの虐待が後を絶たない等、今日の青少年を取り巻く環境は誠に憂慮すべき状況にあります。

このような中で、青少年の非行を防止し健全に育成することは、県民全体に課せられた責務であり、関係機関・団体等が、それぞれの役割および責任を果たしつつ、「地域の力で子どもをはぐくむ」という観点にたって、地域が一体となった青少年の非行防止のための取り組みを進めることが必要です。

このため、7月を「青少年の非行問題に取り組む滋賀県強調月間」（以下「月間」という。）とし、青少年の非行防止について理解を深め、期間中、関係機関・団体、地域住民等が連携して青少年の規範意識の醸成、および社会環境の浄化を図ることをはじめとした諸施策および諸活動を有機的な連携の下に集中的に実施し、青少年の非行防止と保護の徹底を図ろうとするものです。

2 期 間

平成20年7月1日（火）から7月31日（木）までの1か月間

3 主 唱

滋賀県、滋賀県教育委員会、滋賀県警察本部、滋賀県青少年育成県民会議

4 参 加

滋賀県、滋賀県教育委員会、滋賀県警察本部、滋賀県青少年育成県民会議、市町、市町教育委員会、青少年育成市町民会議

5 重点テーマ

地域の力で子どもをはぐくむ

重点施策

インターネット上の有害情報から青少年を守る対策の推進

青少年の深夜はいかいを抑止する対策の推進

6 県内統一行事

平成20年7月 1日(火) 県内一斉街頭キャンペーン

平成20年7月18日(金) 県内一斉補導活動

平成20年7月25日(金) 県内一斉巡回活動

7 月間の実施事項

(1) 有害環境の浄化活動の推進

青少年の健全な育成を阻害するインターネット上の有害情報対策としてのフィルタリングの活用について、インターネット接続事業者、インターネットカフェ等と協力しながら普及、啓発を推進すると共に、青少年とその保護者に対してもインターネットの使い方や危険性等について、あらゆる機会を通じての周知、啓発に努めます。

インターネットカフェ、まんが喫茶、カラオケボックス等の事業者に対しては、青少年の深夜の立入りを制限する自主的措置を要請します。

また、深夜営業店に対して、深夜に店舗内および敷地内にいる青少年への声かけ、帰宅を促す店内放送、店内掲示等の方法により、少年の深夜徘徊を防止する取り組みへの協力を要請します。

図書やDVD等の販売店・レンタル店等の事業者に対して、有害図書等の区分陳列、店員が容易に監視できる場所への配置、青少年へ販売・貸付け等しないこと等といった、滋賀県青少年の健全育成に関する条例に基づく対策の徹底を指導するとともに、その状況の調査・点検を実施するものとします。

未成年の喫煙や飲酒の助長につながる、たばこや酒類を入手しやすい環境の改善について、身分証明書などによる年齢確認の徹底等、効果的な取り組みを推進します。

(2) 不良行為少年への的確な対応

青少年が非行に陥ったり、犯罪被害の対象となったりすることのないよう、青少年やその家族に対する相談・支援活動等の強化を図ります。また、警察、少年補導センター等の関係機関や、地域住民、民間ボランティア等により、地域の実情に応じた組織的かつ計画的な補導活動等を展開し、特に、喫煙・飲酒や深夜はいかいなどを行っている少年の早期発見や補導等に努めます。

(3) 万引き防止対策の推進

低年齢少年による万引きが増加していることに鑑み、非行防止教材「あじさい」の活用や学校等による非行防止教室の実施により、「万引きは犯罪であり絶対に行ってはいけないこと」の規範意識を身に付けさせる取り組みを推進します。

また、事業者にも、商品陳列棚の配置改善による店舗内の視認性の向上、店員による巡回強化等の防犯体制の整備を要請し、青少年の万引きを未然に防止する環境づくりを進めます。青少年が万引き等初発型非行を犯した場合には、再非行防止のため迅速で的確な対応を図ることとします。

(4) 再非行の防止

青少年が非行を繰り返さないようにするため、個々の青少年の課題に応じて、学校、警察、子ども家庭相談センター、少年補導センター、青少年立ち直り支援センター「あすくる」等の関係機関が連携を取りながら少年の立ち直り支援をする取り組みを一層推進します。

(5) いじめ・暴力行為等の問題行動の防止

いじめ・暴力行為等の問題行動の被害に遭っている少年が、一人で悩み・苦しむことのないよう、各種の相談窓口での対応を充実させるとともに、「24時間いじめ相談ダイヤル(全国共通0570-0-78310[なやみ言おう])」等の周知徹底を図ります。

また、いじめ・暴力行為等の問題行動の早期発見や解決に努め、問題行動を起こした少年に対する適切な指導・支援を推進するとともに、滋賀県教育委員会が策定した「ストップいじめアクションプラン」をもとに、学校・家庭・地域が協力して、「いじめのない明

るい学校づくり」「いじめのない住みよい社会づくり」を進めます。

(6) 薬物乱用対策等の推進

学校等における薬物乱用防止教室のほか、「ダメ。ゼッタイ。」普及運動を呼びかけるとともに、6月20日から7月19日までの間に実施される「覚せい剤・シンナー乱用防止強化運動」と調整をとりながら、街頭キャンペーン、イベントの開催など、あらゆる機会を活用し、家庭や地域社会、関係機関が一体となった薬物乱用の防止を図っていきます。

また、警察等による街頭補導活動等により、薬物乱用少年の早期発見に努めるとともに、関係機関・団体等によるカウンセリングや相談を強化し、再乱用防止対策を図ります。

8 留意事項

(1) 月間の趣旨の定着化

月間の実施を契機として、月間の趣旨が地域住民の間に定着していくようにするため、大人自身に向けた意識啓発、青少年育成に悪影響を及ぼす社会風潮・社会環境の見直し、民間・地域住民の主体的取組の促進等を重視していきます。

(2) 連絡調整の強化

月間の実施に当たっては、関係機関・団体等による連絡会議の開催などにより実施計画を策定し、関係機関・団体、地域住民等が一体となって非行防止のための諸活動を円滑に実施できるよう、連絡調整を十分に行うとともに、同期間に実施される他の青少年の非行防止に関連する月間等との連携に配慮する。

(3) 健全育成条例改正の周知

各活動を通じて、本年10月1日施行の「滋賀県青少年健全育成に関する条例の一部改正」の内容(インターネットカフェ等の深夜営業店に対する少年の立ち入り禁止規定、フィルタリングの普及促進等)を広く県民に周知できるよう配慮する。